

虐待防止のための指針

一般社団法人きらく福祉事業会
障がい者就労支援施設 きらく大村

1 虐待防止に関する基本的な考え方

一般社団法人きらく福祉事業会 「障害者就労支援施設 きらく大村」（以下、施設という）では、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、早期対応に努めます。また、施設内における虐待を未然に防止するために、職員への研修を実施します。

2 虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

【障害者虐待防止法における虐待】

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄、放任（ネグレクト）：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止委員会に関する事項

虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は年に1回以上開催します。

【委員会の構成】

施設の虐待防止検討委員会の責任者 および統括責任者	代表理事 山下 長二郎
虐待防止対策の担当者	サービス管理責任者
各担当職員のチェックリストやヒヤリハット 事例の報告・分析、外部研修会の報告等	職業指導員、生活支援員、 就労支援員
第三者	苦情解決第三者委員

【委員会の議題】

- 虐待防止のチェックとモニタリング
- 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- その他、利用者の人権、虐待に関わる事項
- 虐待防止のための計画づくり

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底します。

【研修内容】

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策 など

実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。本研修に関する研修プログラムは、虐待防止委員会が作成するものとし、研修内容については、紙面または電磁的記録等により保存します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談します。

担当者は職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されない様、細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにも関わらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市担当課に通報するとともにその要因の除去に努めます。

大村市障害者虐待防止センター(電話：0957-52-5063)

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この方針は、施設内でいつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会その他、社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、施設内での虐待防止委員会で実施する研修会では従業員への周知を徹底し、利用者の権利擁護とサービスの質を向上させるように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年10月1日から施行する。